**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年四月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十六日

広島県府中市阿字町九六一番地

財団法人阿字報恩会

代表清算人　森田　昇三

**解散公告（第二回）**

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十六日

山口県防府市大字浜方字古浜一九五―二

財団法人防府スポーツセンター

清算人　中村　隆

**解散公告（第二回）**

当土地改良区は、平成二十五年三月七日、高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十六日

高知県宿毛市小筑紫町福良四八六番地イ

清算法人宿毛市福良土地改良区

代表清算人　福井　徹夫

**解散公告（第二回）**

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十六日

福岡県朝倉市秋月野鳥五三二番地の二

財団法人秋月郷土館

代表清算人　黒田　長栄

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十六日

栃木県足利市通六丁目三二二六番地

財団法人足利トリコット会館

代表清算人　柳田欣一郎

**解散公告（第三回）**

当公社は、平成二十五年四月十七日、埼玉県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十六日

埼玉県新座市野火止一丁目一番一号

新座市土地開発公社

清算人　須田　健治

**解散公告（第三回）**

当組合は、平成二十五年四月十二日開催の臨時組合総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十六日

東京都あきる野市上ノ台三七番地三

農事組合法人五日市茶業組合

清算人　小室　秀夫

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間が満了したことにより解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十六日

神奈川県相模原市南区上鶴間本町八丁目四一番二九号

財団法人岩本育英会

代表清算人　岩本　典裕

**解散公告（第三回）**

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十六日

福岡県飯塚市新立岩五番五号

財団法人飯塚市都市施設管理公社

代表清算人　石田　愼二

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍仙台市青葉区上愛子字上原四番地、最後の住所仙台市青葉区一番町一丁目一四―二―五〇三　被相続人　亡　庄子　宗博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十六日

仙台市青葉区片平一丁目二―三八チサンマンション青葉通り四〇三号増田法律事務所

相続財産管理人　小堀絵里子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍仙台市泉区南光台二丁目一六一番地の一九四、最後の住所仙台市泉区南光台二丁目一五番四九号　被相続人　亡　遠藤　龍男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十六日

仙台市青葉区国分町一丁目三番二〇号　肴町ビル二階　仙台中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　高橋　治

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍埼玉県志木市中宗岡一丁目五番、最後の住所埼玉県志木市中宗岡一丁目五番一四号けやきハイムＣ一〇二号　被相続人　亡　細田　治子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十六日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目七番六号武笠ビルⅡ二〇一　冨澤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　冨澤　幸弘

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

国籍韓国、最後の住所千葉県市原市山田橋五九〇番地の二　被相続人　亡　清水一郎こと　李　鐘根

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十六日

事務所千葉市中央区中央四丁目一六番一号建設会館ビル六階　ソレイユ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　永田　豊

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都足立区島根三丁目七番、最後の住所東京都足立区島根三丁目七番一一号　被相続人　亡　荒木　泰博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十六日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山元　裕子

（登録姓　安永）

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍兵庫県神戸市兵庫区熊野町三丁目三二番地二、最後の住所東京都豊島区池袋本町一丁目一七番六―二〇四号　被相続人　亡　久本　眞悟

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十六日

東京都港区虎ノ門三丁目一六番七号ピュア虎ノ門ビル三階

相続財産管理人　弁護士　小西　輝子